

通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーション

横浜権太坂中央クリニック通所リハビリテーション事業所運営規程

(運営規程の趣旨)

第1条 横浜権太坂中央クリニック(以下「事業所」という。)において実施する指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーション(以下「通所リハビリテーション」という。)の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項及び共用する事項を定める。

(事業の目的)

第2条 介護保険法令の趣旨に従い、主治医に通所リハビリテーションの必要性を認められた要介護状態又は要支援状態にある者(以下「要介護者」という。)が、可能な限りその居宅に於いて、その有する能力に応じた自立した日常生活を営むことが出来るように、事業所の職員が適正な通所リハビリテーションを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第3条 指定通所リハビリテーションの提供にあたっては、事業所の従業者は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図る。

2 指定介護予防通所リハビリテーションの提供にあたっては、事業所の従業者は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、要支援者の心身機能の維持回復を図り、もって要支援者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

3 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ② 名称 横浜権太坂中央クリニック
- ② 所在地 横浜市保土ヶ谷区権太坂三丁目8番16号ロピア権太坂店2階

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第5条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- ① 管理者 1名(常勤、医師と兼務)
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- ② 従業者
医師 1名以上(常勤、診療所と兼務)
理学療法士 1名以上(常勤、診療所と兼務)
看護職員 1名以上(常勤・非常勤、診療所と兼務)
介護職員 2名以上(常勤・非常勤)
従業者は、指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- ① 営業日 月曜日から水曜日、金曜日、土曜日とする。ただし、国民の休日、12月30日から1月3日までを除く。
- ② 営業時間 午前9時から午後5時30分までとする。
- ③ サービス提供時間 1単位目 午前9時25分から午前11時15分まで
2単位目 午前10時25分から午前12時15分まで
3単位目 午後2時25分から午後4時15分まで
4単位目 午後3時25分から午後5時15分まで

(通所リハビリテーションの利用定員)

第7条 通所リハビリテーションの利用定員は次のとおりとする。

- ① 1単位目 (通所リハビリテーションと介護予防通所リハビリテーション合わせて)10名
- ② 2単位目 (通所リハビリテーションと介護予防通所リハビリテーション合わせて)10名
- ③ 3単位目 (通所リハビリテーションと介護予防通所リハビリテーション合わせて)10名
- ④ 4単位目 (通所リハビリテーションと介護予防通所リハビリテーション合わせて)10名

(通所リハビリテーションの内容及び利用料等)

第8条 通所リハビリテーションの内容は次のとおりとし、事業を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、事業所が法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。当該、通所リハビリテーション等が法定代理受領サービスであるときは、その1割、2割又は3割の額とする。詳細は別表1の料金表のとおりとする。

- ① 機能訓練
- ② 健康チェック
- ③ 送迎
- ④ リハビリマネジメント(介護給付)
- ⑤ 運動器機能向上(介護予防)
- ⑥ 訪問指導

2 日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担すべき費用は、実費を徴収する。

3 前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

4 利用者が機能訓練器具等を利用する場合は、職員立ち合いのもとで使用すること。なお、体調が思わしくない場合には、その旨を職員に申し出ること。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、横浜市戸塚区、保土ヶ谷区、南区、港南区の区域とする。

(衛星管理等)

第10条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供給する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生管理上必要な措置を講ずる。

2 事業所において感染症の発症、及び、まん延防止する為に次の措置を講ずる。

- ① 事業所における感染症の予防及びまん延防止の為に対策を検討する委員会(テレビ電話措置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- ② 事業所における感染症の予防及びまん延のための指針を整備すること。
- ③ 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。

(サービスの利用に当たっての留意事項)

第11条 サービスの利用にあたっては、利用申込者又はその家族に対して、重要事項を記した文書を交付して説明を行い、利用申込者又はその家族の同意を得る。

2 利用開始にあたっては、別に定める利用契約書に記載された事項を事業所と利用者の双方が確認し、その遵守に努めることとする。

3 従業者は、利用者に対して従業員の指示に従ってサービス提供を受けてもらうよう指示を行う。

4 従業者は、事前に利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。

- ① 気分が悪くなったときはすみやかに申し出る。
- ② 共有の施設・設備は他の迷惑にならないよう利用する。
- ④ 時間に遅れた場合は、送迎サービスが受けられない場合がある。

(緊急時及び安全管理体制における対応方法及び確保)

第12条 利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるものとする。

2 サービスの提供にあたり、ケア・カンファレンス等の情報を基に、利用者の心身機能及び介護支援状況を把握し、利用者の安全管理に努める。

3 利用者に対するサービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(虐待の防止)

第13条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じるものとする。

① 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

② 事業所における虐待の防止のための指針を整備する。

③ 事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。

④ 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

(苦情処理)

第14条 事業所に関する利用者その家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付ける窓口を設置し、その内容等を記録する。

2 事業所に関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は市町村職員からの質問若しくは紹介に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに市町村からの指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行い、市町村からの求めがあった場合には、その改善の内容を市町村に報告する。

3 サービスの提供に関する利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第176条第1項第2号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行い、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、その改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告する。

(事故発生時の対応)

第15条 事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市区、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに必要な措置を講ずる。

2 前項の事故の状況及び事故に際して採った処置を記録する。

3 事業所は、サービスの提供に伴い、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。

(非常災害対策)

第16条 事業所は、防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備えるため、定期的に避難・救出等訓練を行う。

(その他運営についての留意事項)

第17条 事業所は、従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

2 採用時研修 採用後3カ月以内

3 継続研修 年1回

4 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

5 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

6 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、事業所の管理者と相談員との協議に基づいて定めるものとする。

(個人情報保護)

第18条利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

2 事業者が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその家族の同意を得るものとする。

附 則

この規程は、令和3年9月1日から施行する。

この規程は、令和4年2月1日から施行する。

この規程は、令和6年6月1日から施行する。

別表に料金表記載。

別表1

料金表

令和6年6月1日現在

《負担額の計算方法》

地域単価×単位数＝〇〇円(1円未満切り捨て)

〇〇円－(〇〇円×負担割合 ※(1円未満切り捨て))＝△△円(利用者負担額)

なお、実際の請求と料金表の合計とは小数点以下の処理から誤差が発生することがあります。

通所リハビリテーション

【1時間～2時間未満】

1単位=10.88円(2級地)

区分	1回につき 単位数	1割負担 利用者負担額	2割負担 利用者負担額	3割負担 利用者負担額
要介護1	369	402円	803円	1,205円
要介護2	398	433円	866円	1,299円
要介護3	429	467円	934円	1,401円
要介護4	458	499円	997円	1,495円
要介護5	491	535円	1,069円	1,603円

通所リハビリテーションにおける加算

算定開始時

1単位=10.88円(2級地)

	1ヵ月 につき単位数	1割負担 利用者 負担額	2割負担 利用者 負担額	3割負担 利用者 負担額
通所リハビリテーションマネー ジメント加算(ロ)(6月以内)	593	646円	1,291円	1,936円
通所リハビリテーションマネー ジメント加算(ロ)(6月超)	273	297円	594円	891円

介護予防通所リハビリテーション

1単位=10.88円(2級地)

区分	1月につき 単位数	1割負担 利用者負担額	2割負担 利用者負担額	3割負担 利用者負担額
要支援1	2,268	2,468円	4,935円	7,403円
要支援2	4,228	4,600円	9,200円	13,800円

処遇改善加算

処遇改善加算(Ⅱ)(介護報酬総単位数×8.3%。1円単位未満は四捨五入)

科学的介護推進体制加算

介護報酬総単位数(基本サービス費+加算40単位)

1単位=10.88円(2級地)

科学的介護推進体制加算	1月につき 単位数	1割負担 利用者負担額	2割負担 利用者負担額	3割負担 利用者負担額
介護報酬総単位数 (基本サービス費+ 加算40単位)	40	44円	87円	131円

減算

送迎減算	片道につき4 7単位減算	1割負担 減額	2割負担 減額	3割負担 減額
		-52円	-103円	-154円

その他

飲み物代	100円/回
日用品代	100円/回
教育娯楽費	100円/回